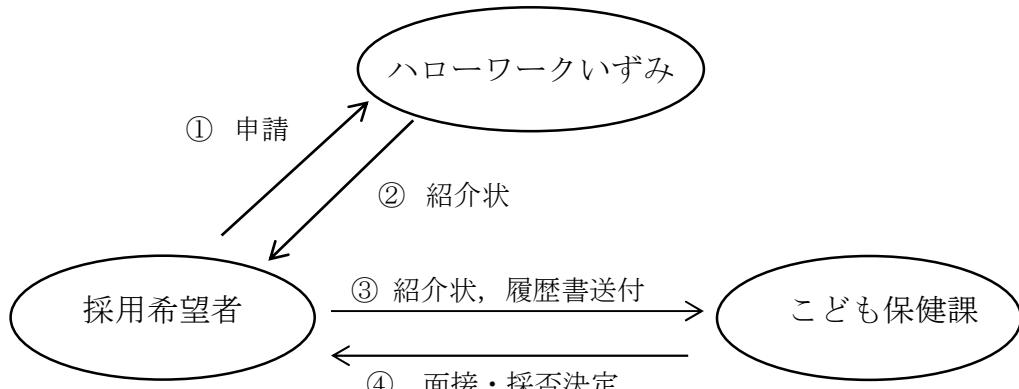


会計年度任用職員（歯科衛生士）採用希望者募集要項

阿久根市こども保健課における保健事業に関する歯科指導及び事務補助等の業務に関し、常勤職員等の指示の下で、業務に従事する「会計年度任用職員」として働いていただける方を募集します。

【会計年度任用職員の採用手続】



職務内容	所属長の指示を受け、主に次に掲げる業務に従事します。 1 こども保健課における歯科衛生士関係事務（母子歯科保健、成人歯科保健、介護予防事業における歯科保健指導等） 2 その他所属長が必要と認める業務
募集対象	応募資格等は、エクセルやワードなどによるパソコン操作が可能で、以下（欠格条項）のいずれにも該当しない方を対象とします。 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 阿久根市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
勤務時間	1 勤務日数 月 20 日程度 2 勤務しない日 週休日（土曜日及び日曜日）、国民の祝日に関する法律による休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで） 3 勤務時間 午前8時30分から午後4時30分まで 上記の間で、休憩時間（1時間）を除き、1日7時間以内としますが、時間外に勤務していただく場合もあります。

	<p>4 休暇</p> <p>年次有給休暇（例：任用期間が 12か月で月 20日の勤務の場合は、10日間付与）</p> <p>特別休暇もあります。</p>
勤務地及び募集人數	阿久根市役所内及び所属長の指示する場所 1名
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※採用後、原則として1か月間は条件付採用期間となります。
報酬支払日	原則毎月 21 日
報酬等	<p>1 報酬</p> <p>月額 216,500 円（採用 1 年目）</p> <p>2 期末手当</p> <p>勤務に応じ、年 2 回支給します。</p> <p>3 通勤手当</p> <p>一定の要件を満たす場合に支給されます。</p> <p>4 時間外手当</p> <p>時間外勤務をした場合、規定により支給します。</p>
退職金制度	無し
加入保険等	<p>1 雇用保険 加入有り</p> <p>2 社会保険（共済組合、厚生年金保険） 加入</p> <p>3 災害補償制度 適用有り</p>
住宅	無し
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークいづみにおいて申請を行い、紹介状を取得したのち、令和8年2月27日までに、紹介状及び市販の履歴書により、以下まで郵送又は持参にて提出してください。 <p>(宛先) 〒899-1696 阿久根市鶴見町200番地 阿久根市役所こども保健課保健予防係 TEL 0996-73-1228（直通）</p> <p>※ハローワークいづみ 出水市緑町37番地5 TEL 0996-62-0685</p>
募集期間	令和8年2月27日まで
採用希望者の登録と選考の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴書の内容を確認した上で、会計年度任用職員採用希望者として登録します。 ・登録された採用希望者に対しては、面接の日時・場所を連絡します。 ・採用は、選考（面接及び履歴書による経歴評定）により決定します。（選考の結果、任用されない場合があります。） ・選考の経過などについての問い合わせには応じられないものがありますので、あらかじめ御了承ください。

そ の 他

- ・地方公務員法第 22 条第 1 項に規定する会計年度任用職員として採用します。
- ・いただいた応募に関する個人の情報は、会計年度任用職員の募集並びに採用に関するものにのみ使用し、応募の秘密については厳守します。
- ・提出された履歴書は返却しません。
- ・原則敷地内は禁煙です。（特定屋外喫煙場所のみ喫煙可能）